公安委員会 説明資料No. 1	国外において不慮の犯罪被害を受けた 被害者等に対する特別給付金の支給決定について	平成28年7月21日 給与厚生課

（略）

公安委員会 説明資料No. 2	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第15条第11号の規定に基づき、国又は地域を指定する件の一部を改正する件について	平成28年7月21日 組織犯罪対策企画課

1　概要

インドについて、同国はＦＡＴＦ（金融活動作業部会）に加盟しておりマネー・ローンダリング対策等が十分に整備されていると認められること、日・インド間において金融分野における協力を進めていること等を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第15条第11号の規定に基づき、国又は地域を指定する件（平成20年国家公安委員会、金融庁告示第１号。以下「本告示」という。）」を金融庁と共同して改正し、告示で指定する国又は地域に同国を追加するものである。

2　改正の内容

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）において、特定事業者が法人との間で特定取引を行う際には、原則、本人特定事項については、①当該法人及び②特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人（取引担当者）双方の確認が義務付けられている。

ただし、顧客が、国、地方公共団体、上場会社等実在性が高い法人である場合には、①当該法人自体の本人特定事項の確認は要しないこととされている。

そして、犯収法では、ＦＡＴＦ加盟国等、マネー・ローンダリング対策等が十分な国又は地域の有価証券市場に上場する会社等については、上場時に当該会社の実在性等の審査が行われることが通常であることに鑑み、①当該法人自体の本人特定事項の確認を不要として、当該国又は地域を本告示の国又は地域に指定することとしている。

今回、本告示を改正し、インドを追加することにより、インドの市場に上場している企業が特定取引を行う際、①当該法人自体の本人特定事項の確認は不要となり、②取引担当者の本人特定事項の確認で足りることとなる。

3　今後の予定

平成28年８月１日（月）　官報掲載

平成28年８月８日（月）　適用

公安委員会 説明資料No.3	平成２８年上半期の懲戒処分者数について	平成２８年７月２１日 首席監察官

1　懲戒処分者数の推移（上半期）

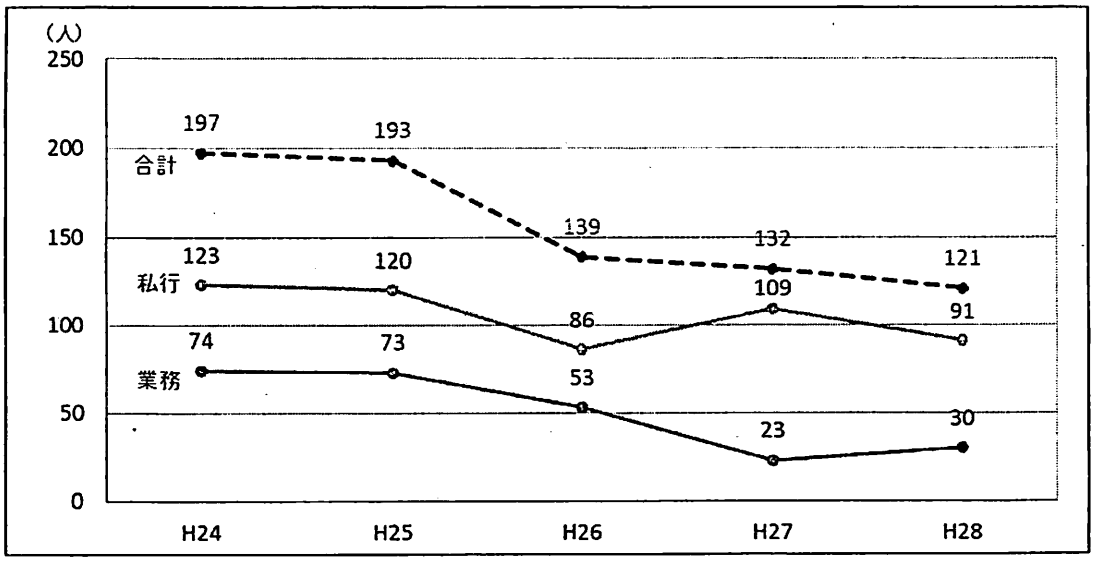

※　監督責任を除く。

2　事由・処分別

（単位：人）

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1			1(－ 3)
被疑者事故等			1		1(± 0)
情報管理・取扱不適切					0(± 0)
職権濫用・収賄供応等					0(± 0)
犯人隠避等				1	1(± 0)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		2	3		5(－ 3)
物品管理不適切等					0(－ 1)
その他の勤務規律違反等		6	5		11(＋ 8)
暴行・傷害等		1	3	3	7(＋ 2)
窃盗・詐欺・横領等	7	4	17	4	32(＋ 6)
交通事故・違反	3	3	2	6	14(－11)
異性関係	5	9	27	8	49(－ 5)
その他の法令違反等					0(－ 4)
監督責任					0(± 0)
計	15 (+1)	26 (+6)	58 (−15)	22 (−3)	121(−11)

※（　）内は前年同期比を示す。

公安委員会 説明資料No. 4	平成28年度第１四半期監察の 実施状況について	平成28年７月21日 首席監察官

１　監察実施項目

サイバー空間の脅威に対する部門間連携強化の推進状況
（23府県に対して実施。残りの都道府県は第４四半期において実施予定。）

２　監察実施結果

(1)　警察におけるサイバーセキュリティ戦略の推進状況

○　新たな脅威に対して警察の総合力を発揮するため、サイバーセキュリティ総括責任者の下にサイバー犯罪対策担当部門、サイバー攻撃対策担当部門を始め全部門による態勢を構築している。

○　一部の県警察では課や係の新設、増員等の体制強化を行っている。

(2)　情報の集約・共有の推進状況

○　標的型メール攻撃の傾向や新種のランサムウェアの出現等の新たな犯罪手口や脅威となり得る技術等に関する情報について、全部門で構成される各級会議や執務資料を活用し、部門を越えて共有を図っている。

(3)　捜査支援及び技術支援の推進状況

○　事件捜査において、部門相互での捜査員の応援派遣や必要に応じて、情報通信部が捜索現場において技術的視点から指導・助言を行っている。

(4)　人材育成の推進状況

○　生活安全部門のみならず刑事部門、交通部門等においても、知識や捜査技術の習得による捜査員の育成に取り組んでいる。

○　サイバー犯罪捜査検定、巡回指導等を実施し、全職員の知識の底上げを図っている。

○　部門横断的な人材育成制度を構築し、実践的な研修を計画的に実施している例があった。

※　これらの取組を一層推進していくよう指導した。

※　一部の府県警察からは、高度で専門的な知識や技術を習得するための研修先に関する全国的な情報共有の要望があった。

(5)　関係機関、民間事業者・団体等との連携状況

○　中小事業者のサイバーセキュリティ確保を支援する産学官連携の枠組みを構築している例があった。

※　中小事業者のセキュリティ対策、警察職員の知識・技術の向上、人材発掘等を図るため、産学官連携に関する一層の取組が重要である。

(6)　情報セキュリティの確保への取組状況

○　全警察職員を対象とした継続的な教養、実践的な事案対処訓練等を行っている。

※　今後とも、実践的な事案対処訓練等の継続的な実施が重要である。

公安委員会 説明資料No.5	平成28年上半期における刑法犯 認知・検挙状況について【暫定値】	平成28年7月21日 生活安全企画課 捜査支援分析管理官

1　刑法犯認知・検挙状況

	H28.6末	H27.6末	増減数	増減率（%）
認知件数	488,900	538,778	-49,878	-9.3
検挙件数	165,779	172,171	-6,392	-3.7
検挙人員	111,152	116,043	-4,891	-4.2
うち少年の検挙人員	15,716	19,601	-3,885	-19.8
うち65歳以上の検挙人員	23,540	23,629	-89	-0.4
検挙率（%）	33.9	32.0	1.9 ﾎﾟｲﾝﾄ	

※ 検挙人員の年齢は、犯行時の年齢による。

2　主な特徴点（別紙参照）

(1)　認知状況

○　平成28年上半期における刑法犯の認知件数は48.9万件で、戦後最少であった昨年（109.9万件）の上半期（53.9万件）を更に下回った。

○　人口（※）千人当たりの刑法犯の認知件数は3.8件で、戦後最少であった昨年（8.6件）の上半期（4.2件）を更に下回った。

○　包括罪種別にみると、知能犯のみ昨年同期に比べて増加（1,061件・5.1%）。知能犯の内訳をみると、詐欺、偽造等が増加した。

○　重要犯罪のうち、昨年戦後最少を更新した殺人（933件（うち既遂354件））は、同年の上半期（491件（うち既遂187件））から更に56件・11.4%減少し、435件（うち既遂171件）。

○　昨年戦後最少を更新した重要窃盗犯は、同年の上半期（5万4,206件）から更に6,428件・11.9%減少し、4万7,778件。

※　人口は、平成27、28年ともに総務省人口推計による平成26年10月1日現在の総人口。

(2)　検挙状況

○　平成28年上半期における刑法犯の検挙率は33.9%（＋1.9ポイント）。

○　重要犯罪の検挙率は上昇傾向を継続しており、平成28年上半期は75.9%。重要窃盗犯の検挙率は、ここ数年横ばいで推移しており、平成28年上半期は52.5%。

○　検挙事件（本件）について、主たる被疑者特定の端緒（警察活動）をみると、職務質問の割合が減少している。

○　平成28年上半期における検挙事件（本件）について、罪種別に主たる被疑者特定の端緒（警察活動）をみると、防犯カメラ等の画像が占める割合が特に高いのは、強盗、ひったくり及びすりであった。

○　窃盗犯の余罪の検挙件数は大きく減少している。

※ 別紙省略